

ごみ集積所(**新設** ・ 移動 ・ 廃止) 申請書

令和8年度

No.

令和 8年 4月 1日

御 殿 場 市 長 様

区 名 富士山区

申 請 区

区 長 名 御殿場 太郎 印

御殿場市家庭系一般

**赤色で記載されている部
分を記入してください**

ごみ集積所の設置場
や転回が困難となっ
てを要請します。

移動

申請時の条件

管理されず、常時不衛生な状態である場合には収集を停止し集積所を廃止します。

申 請 者 署 名 御殿場 太郎

(申請書の提出者が署名してください、組長等の役職や管理会社がある場合はそれも記入してください)

所在地	萩原483	利用世帯数	25
土地所有者	富士山 花子	※集積所番号 (記入しないでください)	
開始時連絡者	富士山 花子	電話番号	××-××××

申 請 理 由

富士山区に新しくできた分譲地について、既設の集積所では距離があり、住民の利用が困難です。
世帯数も20を超えているため、ごみ集積所の新設を希望します。

※ 裏面もご確認ください。

ごみ集積所の申請における注意事項

1 順守事項

- ① 集積所へ排出するごみは適正に分別し、収集日の明朝から午前8時30分までに出してください。
- ② 不適正物の排出を防止するため、ごみ出しルールなどの周知を行ってください。
- ③ 集積所は利用者等にて清掃等を行い、清潔に維持・管理してください。
- ④ ごみ集積所には、構築物等の設置を推奨していません。常にごみが排出できる状況を作らないように努めてください。

2 排出禁止物（ごみ減量ガイドブックを参照）

- ① 有害性・危険性・引火性のある物や著しく臭気を発する物は、収集できません排出しないでください。
- ② 処理困難物として指定しているものや排出不適正なものは、啓発ステッカー貼り取り残しいたします。

3 収集業務の停止及び集積所の廃止処置

- ① 事前協議等を行わず、虚偽の申請により設置されたもの
- ② 順守事項に反していることが確認され、必要な改善や処置等の勧告を受け入れない場合。
- ③ 上記の勧告にかかわらず、必要な対策を行わなかった場合は、収集業務の停止 やごみ集積所の廃止を検討します。

4 集積所を設置できない場所

- ① 主要道路上・交差点付近・バス停付近・河川敷・防火用水の上・見通しの悪い場所等の、各法令等に抵触する場所。
- ② 収集車両が進入・転回が困難な道路や、通り抜けが不可能な場所。
- ③ 作業中の収集車両にて通行止めとなってしまう場所。
- ④ ごみ集積所として必要とされる面積が確保できない場所。
- ⑤ 利用世帯数が少ない場所。
- ⑥ 周辺住民の同意が取れない場所。

※ 上記に該当する場所でも審査により設置できる場合もあります。

※ 環境課収集スタッフで記入

集積所番号	—	区 分	新設 ・ 移動 ・ 廃止
名 称		処 理 日	令和 年 月 日
可燃収集日	月・木 ・ 火・金 コース	稼 働 日	令和 年 月 日
ビン・カン古紙	曜日 No.		令和 年 月 日
不燃・小型・金属・ペット	曜日 No.		令和 年 月 日
生ごみ（一部地域）	月・木 ・ 火・金 コース		令和 年 月 日
委託業務連絡	令和 年 月 日	開始時連絡	令和 年 月 日